

# 桑野社労士 & FP 事務所だより

平成 27 年 11 月 10 日

第 68 号

〒614-8093 京都府八幡市八幡三本橋 18-169 若ビル 1 階

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630

E-mail [kuwano@cosmos.ocn.ne.jp](mailto:kuwano@cosmos.ocn.ne.jp) HP [www.kuwano.biz](http://www.kuwano.biz)

## 中小規模事業者のマイナンバー対応

### 特定個人情報の具体的な適正取扱い その 4

#### 委託先の選定基準

個人番号関係事務の委託を行う場合は、①委託先の適切な選定、②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を結び、③委託先の特定個人情報の取扱い状況の把握ができるようにします。再委託先・再々委託先がある場合も、同様です。

#### 組織的安全管理措置

##### 1. 責任者と事務取扱担当者

特定個人情報等を取扱うのが複数人の場合は、責任者を定めます。

##### 2. 特定個人情報等の取扱い状況のわかる記録の保存方法

事務担当者は、特定個人情報等を取扱った場合、その状況を記録して保存します。「特定個人情報等の取扱い状況」などに記録します。



##### 3. 情報漏えい等の事案に対応する体制の整備

情報漏えい等の事案が発生した場合、事務担当者は特定個人情報管理責任者に直ちにその状況を報告し、指示を仰ぎます。また、その記録を保存します。

##### 4. 特定個人情報等の取扱い状況の把握及び安全管理措置の見直し

特定個人情報管理責任者は、特定個人情報等の取扱い状況について、1年に1回以上確認を行います。必要な場合、他の監査活動と併せ、外部主体による監査を実施することも検討します。

#### 人的安全管理措置

##### 1. 事務取扱担当者の監督

事務取扱担当者の監督は、特定個人情報管理責

任者が行います。

##### 2. 事務取扱担当者・従業員の教育

会社は、特定個人情報等の適正な取扱いを周知するとともに、定期的に従業員の教育を行います。

#### 物理的安全管理措置

##### 1. 特定個人情報等を取り扱う区域の管理

特定個人情報等を取り扱う区域を定め、管理区域内は入退出管理を行い、取扱区域は間仕切りや机の配置によって、覗き見を防止します。

##### 2. 機器及び電子媒体等の盗難等の防止

特定個人情報を取扱う機器、電子媒体及びファイル等の書類は、施錠できるキャビネット・書庫等に保管します。また、特定個人情報を取扱う区域は、執務時間以外は、施錠を行います。

##### 3. 電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止

特定個人情報等が記載された電子媒体又は書類の持ち出しは、原則禁止とします。なお、個人関係事務に係る外部委託先又は行政機関に、特定個人情報等を含むデータ又は書類を提供する場合、郵送の場合は書留扱いにし、持参の場合は封筒に封入して鞆に入れる等、紛失・盗難等を防ぐための安全方策を講じます。



##### 4. 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄及びこれらの責任者の確認

特定個人情報管理責任者は、事務担当者又は外部委託者が特定個人情報等を削除・廃棄したことを確認し、その記録を残します。「特定個人情報等削除・廃棄記録」などに記録をします。

(裏面へ)

## 労働裁判判決事例 6

中央労基署長(JFE スチール)事件(東京地方裁判所、H26.12.15 判決)

### プロジェクトリーダーに発症した 脳梗塞の業務起因性

#### 【事件のあらまし】

本件は、設備納入プロジェクト責任者(原告Y、54歳)に発症した脳梗塞に、業務起因性が認められるかが争われた事案である。Yは、脳梗塞はブラジルへの3度にわたる出張などに起因するものであるとして、中央労基署長(C署長)に療養補償と休業補償の各給付請求をした。C署長は、発症前6か月間に著しい疲労の蓄積をもたらす過重労働に従事していたとはいえないとして、不支給とした(H21.11.20)。Yは、東京地方裁判所に取り消しを求めて、提訴した。

#### 【裁判所の判断】

Yは、本件は本件疾病発症前6か月間のうち、国内出張10日間のほか、本件ブラジル出張や中国への国外出張が60日間あった。とりわけブラジル出張は、移動時間だけで片道30時間以上を要し、Yはその移動中ほとんど寝ることができなかった。その移動自体による睡眠不足もあって、Yに与えた肉体的・精神的疲労は、相当大きかったというべきである。しかも、日本とブラジルとは12時間もの時差があり、ブラジルに到着して1週間ほど、日本に帰国して2週間ほどは、時差ぼけなどの影響で十分な睡眠をとることができなかった。本件ブラジル出張自体が、Yにある程度の期間にわたる慢性的な睡眠不足をもたらしたと認められる。

Yは、それ以前にその基礎となり得る疾患などがあつたとしても、自然経過の下で本件疾病が発症するほどにこれが増悪したとみるのは、困難と言わざるを得ない。むしろ、本件疾病発症前6か月における労働時間、とりわけ本件疾病発症前2カ月前後の時期に、1か月未満の期間における時間外労働時間が100時間を超える状況であり、本件ブラジル出張は、移動時間やその日数、頻度、時差の大きさの点で、それ自体の負担が大きく、Yに継続的な睡眠不足をもたらしていた。また、本件プロジェクトの内容やそこでのYの地位・役割等も考慮に入れると、Yには業務による過重な肉体的、精神的負荷がかかり、本件疾病の発症に至つたとみるのが相当であつて、その間に相当因果関係の存在を肯定すること

ができる。以上により、本件各処分は違法で、取り消す。

#### 【実務上の問題】

C労基署長の本件処分の根拠とする「脳血管疾患及び虚血性疾患等の認定基準」(平13.12.12)は、著しい疲労の蓄積をもたらす、特に過重な業務に就労したと認める基準として、①時間外労働時間が発症前1か月間に概ね100時間、又は②発症前2か月間ないし6か月間にわたって1か月当たり概ね80時間、としている。判決は、Yの時間外労働時間数が新認定基準の示す基準を満たしていないことを持って、Yの従事した業務と本疾病発症との間の因果関係を直ちに否定するのは、相当でないとした。

労働時間のほか、拘束時間、出張、時差などの作業環境等の負荷要因について、十分検討が必要である。

(次号に続く)

### 事務所からひとこと



10月31日(土)に、社労士の仲間と「ガーデンミュージアムと延暦寺の集い」を行いました。

まず、延暦寺の東塔地域は、戒壇院→阿弥陀堂→東塔→大講堂→根本中堂→文殊堂を観て回りました。大講堂には、最澄、法然、親鸞、栄西、道元、日蓮など有名な高僧が、ここで修業したとのことで絵が飾られています。まさに、仏教者の原点と言える寺でした。そして、横川地域の横川中堂、西塔地域の釈迦堂を回りました。いずれも立派なお寺で、奥深い歴史を感じました。

ガーデンミュージアムはまだ花が残っていて、各種のバラ・ナスタチューム・ネメシアなど、色とりどりの花を楽しく観賞できました。この日はハロウィンとかで、従業員の皆さんはその様な帽子や衣装を、身につけていました。

比叡山の山頂ということで、少し肌寒かったですが、よい天気にも恵まれ、楽しいひと時を過ごすことができました。